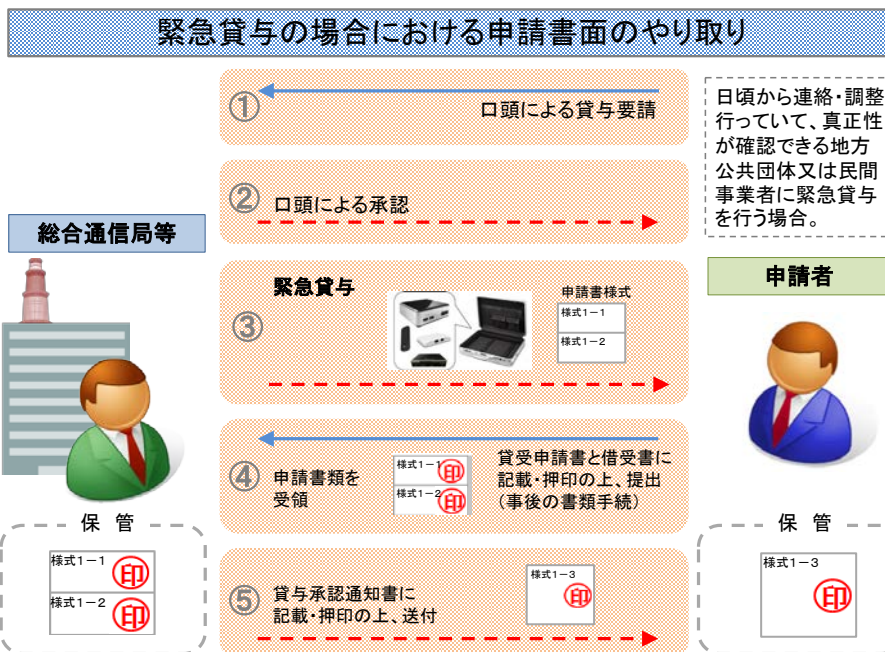
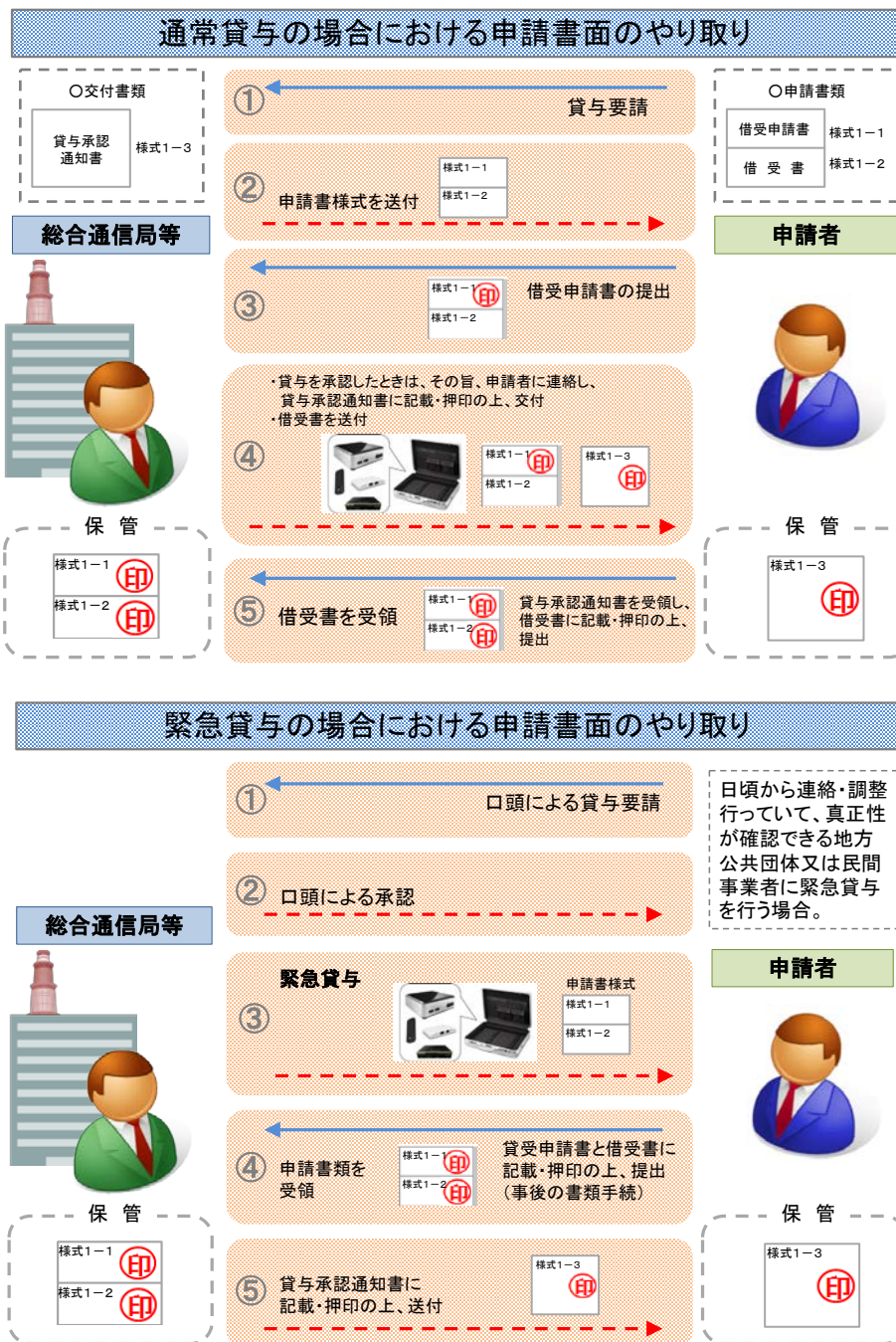


ICTユニットの貸与に関する申請書類の書面のやり取り

ICTユニットの貸与手続における総合通信局等と申請者の間の書面のやり取りは、下の図を参考に、通常の貸与手順と緊急の貸与手順の場合を別として書面のやり取りを行うものとする。

なお、下の図の書面のやり取りを行うことにより、手続が煩雑となる又は不都合が生じる場合は、各局の個別の判断による適宜の方法で措置してよいものとする。ただし、総合通信局と申請者の貸与関係が明確に証明できるよう留意すること。



様式 1-1

借 受 申 請 書

災害の発生により、通信の確保が困難な状況となったため、応急的に通信手段を確保する必要が生じたことから、ICTユニットの貸与を別紙のとおり申請いたします。

総 務 省
〇〇総合通信局長 殿

(ICTユニットを借り受ける団体において
運用の権限を有する者)

令和 年 月 日

印*

※：私印で可。
自筆による署名の場合は押印不要。

様式 1-2

借 受 書

令和 年 月 日付けで貸与を承認された ICTユニットの引渡し及び運用方法の説明を受けました。ICTユニットの運用と取扱については、別紙に記載された事項及び ICTユニットの貸与仕様書に従います。

総 務 省
〇〇総合通信局長 殿

(ICTユニットを借り受ける団体において
運用に権限を有する者)

令和 年 月 日

印*

※：私印で可。
自筆による署名の場合は押印不要。

1	申請者 (法人の場合、その名称及び代表者名)	氏名又は 名称	
		住所	
2	申請台数		
3	使用目的及び 必要とする理由	災害時における必要な通信手段の確保のため	
4	使用場所	※ 使用場所が指定できるときのみ記入ください。	
5	借受期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
6	引渡場所		
7	備考		

ICT ユニットの貸与仕様書

ICT ユニットの借受者は、以下に掲げる各項に基づき、善良な管理者の注意をもって当該 ICT ユニットの運用、管理を行わなければならない。

1 貸与の範囲

貸与する ICT ユニットの名称、台数、引渡し及び返却場所、使用目的及び貸与期間は、借受申請書別紙のとおりとする。

2 ICT ユニットの引渡し

(1) 借受者は、ICT ユニットの引渡しを受けるときには、各総合通信局又は沖縄総合通信事務所（以下「総合通信局等」という。）職員立会いの下で当該 ICT ユニットを確認し、別添 3 のリストを用いて ICT ユニットの構成機器及びその付属品が揃っていること及び破損等がないことを相互に確認した上で、借受書と引換えに引渡しを受けるものとする。

(2) 借受者は、前項の借受書の写しを保管する。

3 貸与期間中の ICT ユニットの運用、管理等

借受者は、借り受けた ICT ユニットの運用、管理するにあたっては、次の各号に留意するものとする。

(1) 原則として、申請書の使用目的以外に使用しないこと。

(2) ICT ユニットの性能維持に資するため、日常的な点検整備・動作確認を行うこと。

(3) ICT ユニットの転貸し（使用目的として掲げた災害応急活動の一環として他の者に利用させる場合を除く。）又は担保に供しないこと。

4 貸与期間の変更

借受者が ICT ユニットの貸与期間の延長を求めるときは、あらかじめ理由を付して総合通信局等に申し出を行い、新たな貸与期間を定めなければならない。

5 総合通信局等の指示

借受者は、ICT ユニットの運用、管理に関する総合通信局等の指示に従わなければならない。

6 監査の実施等

(1) 借受者は、総合通信局等から ICT ユニットの使用及び運用状況等に係る監査を求められたときは、直ちに応じなければならない。なお、監査によって総合通信局等から指摘された事項は、速やかに措置しなければならない。

(2) 借受者は、ICT ユニットの返却後においても、総合通信局等から求めがあったときは関係書類の報告を行わなければならない。

7 ICT ユニットの返却

借受者は、次の場合には総合通信局等が指示する場所に ICT ユニットの返却しなければならない。

(1) 貸与承認に係る貸与期間が満了するとき。

(2) 借受者が本仕様に規定する義務に著しく違反し、総合通信局等から貸与承認が取消されたとき。

(3) 総合通信局等の特別の事由によって ICT ユニットの返却を求められたとき。

8 ICT ユニットの返却確認

借受者が ICT ユニットの返却を行うときは、総合通信局等職員立会いの下で当該 ICT ユニットを確認し、別添 3 のリストを用いて ICT ユニットの構成機器及びその付属品が揃っていること及び破損等がないことを相互に確認した上で、返却書と引換えに返却を行うものとする。

9 借受者の負担

以下に掲げる費用等については、借受者の負担とする。ただし、借受者の負担とすることが適切でないと認められる特別の事情があるときはこの限りではない。

- (1) ICT ユニットの引渡し及び返却に係る費用
- (2) 貸与期間中における ICT ユニットの運用に係る費用
- (3) 貸与期間中における ICT ユニットの性能維持に係る整備及び修理の費用
- (4) ICT ユニットの外部回線（地上のアナログ電話、光回線、衛星回線等）に接続し、外線電話又は外部とのデータ通信（インターネット等）を利用した場合の通信料金

10 借受者の責任

- (1) 借受者が ICT ユニットの破損、亡失したときは、直ちに総合通信局等へ報告し、速やかに詳細を記した報告書を提出すること。
- (2) (1) の責任が借受者によることが明らかなきは、借受者の責任によって修理又は賠償すること。
- (3) 借受者が借り受けた ICT ユニットの破損によって、第三者に損害を与えたときは、借受者の責任によって賠償すること。

11 その他

本仕様書の定めのない事項については、総合通信局等と借受者の協議により対処するものとする。

以上